

「環境技術実証モデル事業」とは？

既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

このため、環境省では、平成15年度より、「環境技術実証モデル事業」を開始し、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施しています。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図るとともに、最適な環境技術実証の手法や体制を、確立していくことを目指します。

「実証」とは？

- 本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいいます。
- 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものです。

実証試験を行う第三者機関とは？

- 対象技術の公募・選定や実証試験の実施などは、公募により選定される「実証機関」が担当します。実証機関は、地方自治体（地方自治体環境部局）を中心としつつ、公益法人などへも対象を広げています。

事業の実施体制

